

○茨城県立医療大学利益相反規程

平成25年6月26日

医療大訓第1号

改正 平成25年12月18日

(目的)

第1条 この規程は、茨城県立医療大学条例第4条に定める職員（以下「職員」という。）の産学官連携活動に伴い生じる利益相反問題に適切に対処することにより、茨城県立医療大学（以下「大学」という。）が行う産学官連携活動を推進するとともに、職員の社会的信用及び名誉を保持することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「利益相反」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 職員の企業等から得る産学官連携活動に係る個人的な利益が、大学における当該職員の責任と相反する状況にあること。
- (2) 職員の産学官連携活動に係る兼業が、大学における当該職員の責任と相反する状況にあること。

2 この規程において「産学官連携活動」とは、次の各号のいずれかに該当する活動をいう。

- (1) 受託研究、共同研究、その他の大学と企業等が連携して行う研究その他の活動
- (2) 職員が企業等において自らの研究の成果等を活用して研究その他の活動を行うため、大学の許可を受けて行う兼業
- (3) 職員が大学における研究の成果等を活用して事業を行う企業に対してする出資
- (4) 職員が自ら有する知的財産権を企業等に実施させ、又は譲渡する行為

(個人的な利益の報告)

第3条 職員は各年度において、第1号のいずれかに該当する企業等から、第2号のいずれかに該当する産学官連携活動に係る個人的な利益を受けたとき（当該職員の配偶者及び生計を一にする1親等内の親族が個人的な利益を受けたときを含む。以下同じ。）は、別に定める様式の自己申告書を、翌年度の5月末日までに、所属長（学科長、センター長、専攻科長、病院長又は事務局長）を経由して学長に報告しなければならない。

(1) 企業等

- ア 大学の研究成果の移転を受けている企業等（当該年度前に移転を受けた企業等を含む。）
- イ 大学に対し受託研究を委託し、大学と共同研究を行い、大学から技術指導を受け、又は大学に対して奨学寄附金を贈与し、その他大学が行う産学官連携活動に関して大学と契約関係にある企業等（当該年度前にこれらの関係があった企業等を含む。）
- ウ 大学に対し製品又は役務を提供している企業等（当該年度前に提供した企業等を含む。）

(2) 産学官連携活動に係る個人的な利益

- ア 兼業に係る報酬又は研究成果の実施料収入若しくは売却による収入
- イ 株式等（株式が未公開か公開かを問わない。ただし、公開株式にあつては、発行済み株

式総数の5%以上に相当する場合に限る。当該年度前に取得した株式等の保有を含む。)ウ 研究において使用される材料等を無償又は特に有利な価格で提供を受けている場合。

(審査の付託及び勧告)

第4条 学長は職員から前条の報告があった場合は、必要に応じて、事実関係の調査及び次の各号に掲げる措置を勧告すべきか否かの審議を、別に定める利益相反委員会に付託するものとする。

- (1) 兼業先企業等の役員の辞任
- (2) 株式等の譲渡
- (3) その他必要な措置

2 学長は前項の審議の結果、職員の行為が産学官連携活動を阻害するとともに、大学及び職員の社会的信用及び名誉を毀損するおそれがあると判断したときは、当該職員に対し、改善措置を勧告することができる。

(異議申立て)

第5条 職員は前条第2項の勧告に不服があるときは、学長に対し、異議申立てをすることができる。

- 2 前項の異議申立ては、勧告を受けた日の翌日から起算して30日以内にななければならない。
- 3 第1項の異議申立てがあった場合は、学長は当該異議申立てについて、別に定める利益相反異議申立審査会に付託する。

第6条 前条第3項の付託に係る審議の結果、異議申立てに理由がないとされたときは、学長は、異議申立てをした職員に対し、その旨を通知するものとする。

- 2 前条第3項の付託に係る審議の結果、異議申立てに理由があるとされたときは、学長は当該勧告を取り消し、又は変更するものとする。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、利益相反に関し必要な事項は、別に定める。

付則

- 1 この規程は平成25年6月26日から施行する。
- 2 第3条の規定にかかわらず、平成24年度に受けた利益については、平成25年10月末までに所属長(学科長、センター長、病院長又は事務局長)を経由して学長に報告しなければならない。

付則

この規程は平成25年12月18日から施行する。